

公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会

## 令和3年度事業計画

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

### 基本方針

青森県においては、全国に比して人口減少と少子高齢化が急速に進行しており、高齢化率は33.9%と県統計史上最も高くなっている。(青森県発表:令和2年10月1日現在)

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の影響により、本県の雇用・経済情勢は引き続き厳しい状況が続いている。

このような状況下にあって、本県の経済成長の底上げや地域社会の活性化のためには、働く意欲のある高齢者が活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現がますます重要となっている。

特に、人手不足分野や現役世代を支える分野においては担い手が不足しており、当該分野で高齢者の就業を促進することが喫緊の課題となっている。

しかし一方では、就業ニーズの多様化に伴い、経済的理由等から必ずしも働くことに意欲的でない者や、また、高齢者の活用に慎重な企業も散見されている。

このような社会情勢の変化を踏まえ、公益社団法人青森県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)は、国、青森県及び関係機関の指導・助言の下、県内のシルバー人材センター(以下「センター」という。)と連携し、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)の発展・拡充のため、適正就業ガイドラインに沿った業務運営及び安全就業を推進しながら、高齢者活躍人材確保育成事業(青森労働局委託事業)の効果的な実施により、「会員の拡大」とりわけ全県において「女性会員の確保」を推進するとともに「就業機会の拡大」に取り組み、センターにおけるシルバー事業の一層の推進を図ることとする。

### 事業実施計画

#### I シルバー人材センター事業

##### 1 会員及び就業機会の拡大

青森県内の高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、センター未設置町村を含めて県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるよう「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」に係る指導・助言、情報提供を行う。

特に、全県において女性会員の確保に重点的に取り組むほか、小規模センターのシルバー事業推進のための支援を行う。

併せて、センターの役割として、就業することが困難になった会員の居場所としての機能を果たすことも重要であることから、ボランティアやサークル活動等就業以外の分野において長く活躍できるような環境づくりを推進する。

また、県内におけるセンター未設置地域の解消、広域的な仕事の需給調整及び就業開拓等を行う。

◇第2次会員100万人達成計画に基づく令和3年度目標会員数 8,105人

◇女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

・計画期間 令和2年10月1日～令和4年9月30日

・数値目標 派遣労働会員の女性割合目標 40%以上

派遣労働会員の平均継続勤務年数目標 6.1年以上

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 県内各センターと連携の下、「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための企画、情報提供等
- (2) 女性活躍推進委員会の開催（6月、2月）
- (3) 女性活躍推進研修会(仮称)の開催（9月）
- (4) 小規模センターのシルバー事業推進のための支援、情報提供等
- (5) センター未設置地域の設置促進及び広域的な仕事の需給調整
- (6) 「シルバーしごとネット」等を活用した発注者とセンター間との需給調整

## 2 有料の職業紹介

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する県内の高齢者を対象に、実施事業所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに、求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な有料職業紹介事業を行う。

また、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進する。

## 3 労働者派遣

労働者派遣事業の実施事業所を通じてセンターの会員を対象に労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る統括管理を行い、法令を遵守した適正な労働者派遣事業を行う。

また、地域社会のニーズに沿った業務運営に資するため、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第39条に係る業務拡大を推進する。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) シルバー派遣事業運営委員会の開催
- (2) 小規模センター地域におけるシルバー派遣事業取組みの推進

#### 4 普及啓発

県内全域で効果的かつ効率的な普及啓発活動を推進するため、普及啓発に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、県民、官公庁、事業所への普及啓発、高年齢者に対する意識啓発を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」のための啓発・広報活動（リーフレット、ホームページ等）
- (2) 普及啓発月間（10月）の第3水曜日（10月20日）を「シルバーの日」と定め、県内一斉ボランティア活動等の実施
- (3) センター未設置町村等への月刊誌の配布

#### 5 安全・適正就業の推進

県内全域で事故のない安全な就業及び法令遵守の適正な就業を徹底し、地域からの信頼を高めるため、安全・適正就業の推進に係る指導・助言、情報提供を行うとともに、研修等を通じてセンター会員の安全意識の高揚を図る。

また、センター会員が健康で安心して就業できるよう新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するとともに、コロナ禍における新しい生活様式を促進する。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 安全・適正就業対策推進委員会の開催（5月、2月）
- (2) 安全・適正就業に係る研修会等の開催
- (3) 安全・適正就業パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業推進強化月間の設定（7月）
- (5) 適正就業ガイドラインに沿った事業運営の推進
- (6) 事故状況の収集とその分析、再発防止のフォローアップ、安全・適正就業に係る情報提供等

#### 6 その他事業を発展・拡充するための指導・助言、情報提供等

地域社会のニーズや制度改正等に的確かつ円滑に対応することができるよう、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、知識・企画力の向上を図るための研修等を行う。

具体的内容は次のとおりである。

- (1) 事業を円滑に推進するための全国・県内の情報提供及び協議等に係る事務局長会議の開催（5月、11月、3月）
- (2) 事業推進に係る専門的知識の向上等を図るための研修会の開催
  - ① 役員及び事務局長研修会（6月）
  - ② 職員研修会（8月、1月）
- (3) 法令遵守の業務運営、会計・事務処理、適正な公益法人運営等に係る個別訪問指導等の実施

## II 高齢者活躍人材確保育成事業

労働力人口の減少等により、人手不足分野や現役世代を支える分野での担い手不足が問題となる中、当該分野で高齢者の就業を推進することは喫緊の課題となっている。

しかしながら、高齢者の中には必ずしも働くことに意欲的でない者や、また、企業の中には高齢者の活用に慎重な企業もみられる。

こうした高齢者や企業に対し、センターを積極的に周知・広報するとともに、就業体験を通じて高齢者及び企業双方のシルバー事業に対する理解を深めること、及び高齢者がシルバー事業に興味と自信を持って就業できるよう技能講習を実施し、センターの「会員の拡大」及び「就業機会の拡大」につなげ地域の高齢者の就業促進を図る。

また、現にセンター会員であるが、新たな分野で活躍を希望する会員等に対しても、就業体験及び技能講習を実施し人手不足分野等での担い手不足の解消を目指す。

更には、当連合会を中心に青森県、青森労働局及び関係機関が一体となった連絡会議を開催し、地域におけるセンターの更なる活用促進を図る。

- (1) シルバー事業に関する周知・広報
- (2) 就業体験の実施
- (3) 技能講習の実施
- (4) 連絡会議の実施

## III 法人管理事業

### 1 会員の状況

会員の種別	会 員 数	備 考
正 会 員	23 団体	国庫補助対象13団体、国庫補助対象外10団体
一 般 会 員	11 人	五戸町8人、南部町1人、階上町1人、鱒ヶ沢町1人
賛 助 会 員	49 団体	市町村30団体、その他19団体

### 2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関して必要な会議を次のとおり開催する。

- (1) 定時総会（6月）
- (2) 理事会（6月・12月・3月）
- (3) 三役会議（5月・11月・3月）